

宿日直許可の取得の流れ 勤改センターの支援について

(事例紹介)

■ あすか社会保険労務士法人所属

医療労務管理アドバイザー

氏名：稲田隆司

<趣味> 家庭菜園、スポーツ観戦

<略歴>

2010年 医療法人社団愛賛会

2015年 社会保険労務士試験合格

2016年 あすか社会保険労務士法人
現在に至る



■ あすか社会保険労務士法人の各事務所一覧

【赤坂事務所】

〒107-0052 東京都港区赤坂7-1-16 オーク赤坂ビル4F TEL：03-3403-4864/FAX：03-3403-4866

【名古屋事務所】

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-2-23 アーク白川公園ビルディング本館6F
TEL：052-222-5162/FAX：052-222-5192

【大阪事務所】

〒541-0048 大阪府大阪府中央区瓦町4-8-5 NKビル5F TEL：06-4708-5897/FAX：06-4708-5919

■ 許可申請までの流れ（事例の紹介：A病院様）

調査/準備

- ・ A病院へのアドバイザーによる個別支援（1回目）
- ・ A病院へのアドバイザーによる個別支援（2回目）

相談/申請

- ・ A病院から労基署に相談（※アドバイザーの同行も可能）
- ・ A病院から労基署に申請（※アドバイザーの同行も可能）

調査/許可

- ・ 労基署によるA病院への現地調査
- ・ A病院から労基署へ補足資料提出

■ 個別支援 1 回目 ①

▶ テーマ

- 宿日直許可制度の詳細を知りたい。
- 宿日直許可を申請すべきか、許可が取れるかどうか。
- 申請することで、労基署から多大な資料の要求がないか。

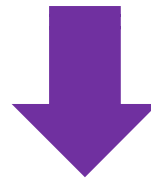
▶ 詳細な状況

- 通常時は自院のDrが宿直をしている。
- 残業はほとんどなく960時間に収まる。
- 土日と祝日だけ、中核病院から医師を派遣してもらっている。
- 土曜日の夜から月曜日の朝まで同じドクターが入っている。
- 宿日直の時間帯は、救急患者の対応や病棟患者の急変対応だが、週に4～5人くらいでほとんど寝当直である。

■個別支援 1 回目 ②

▶アドバイス

- 労働時間は正確に把握する必要がある。
- 宿日直許可が取れなかった場合には、中核病院から医師を派遣してもらえなくなる可能性がある。
(派遣元での残業時間の上限をオーバーする可能性がある)
- 宿直の許可基準は原則として週1回なので、土日連続の宿直の場合、両方は許可されない可能性がある。
(1週間の考え方：日曜日起算で1週間を考えてはどうか)



▶結果

- 宿日直許可を取る必要があるじゃないか！
- 労働時間把握、宿日直時間帯の状況を確認しよう！
- 申請に必要な情報を収集しよう！

■個別支援 2 回目

▶ テーマ

- 宿日直許可の申請書類が足りているか。
- どういう点を気を付けるべきか。
- 宿日直時の平均来院患者数がそれなりにいる事が分かった。

▶ アドバイス

- 時間帯を絞って許可が取れるので、宿日直時の業務内容と労働時間のデータを時間帯ごとに集計し、申請できる時間帯がないか検討した方がよい。
- ここまでの資料を持って、早めに労基署に「相談」として訪問した方がよい。



▶ 結果

自分達で資料を持って労基署に行ってみよう！

■ 労基署に相談 ①

▶ 労基署の担当者

- 労基の担当者は大変協力的であった。

▶ 指摘内容

- 診療回数（来院患者）の数や業務内容的にはほぼ問題ない。
- 宿日直時の診察時間を客観的に表すものが必要。
- 電子カルテの診療内容部分のコピーでは、若干根拠が弱い。
⇒次回はDrの証明としてサインを入れてもらう。
- 当直手当について。
 - ◆ 給与体系の見直しが必要かもしれない。
 - 許可取得前 「夜勤＝時間外労働」と考えると、金額不足の可能性はある。
 - 許可取得後 宿日直手当としては問題ない金額である。

■ 労基署に相談 ②

▶ 指摘内容（続き）

- 土曜日の夕方から月曜日の朝までの宿日直について。
 - ◆ 宿直の上限が週1回、日直の上限が月1回なので、この基準で考えると、時間が長いので、このまま許可できるかは疑問。
 - 土曜日（夕方）～日曜日（朝）を週1回の宿直と考え、日曜日（朝）～月曜日（朝）までの24時間を日直1回と考えて許可をとった事例がある。



▶ 結果

- 指示された補足資料を用意し、宿日直許可申請をしてみよう！
- 自分達で申請を出してみよう！

■ 労基署に申請

▶ 申請にあたって

- 事前にアポイントをとりましょう。
 - ◆ 担当官が不在という事もある。（休み、外出など）
- テーブル席に移動し、その場で書類を見てもらえることもある。
 - ◆ 質問を受けたり、こちらからの補足説明もできる。
 - ◆ 担当官不在の場合は、窓口で受理（お預かり）だけという事もある。
- 担当官によるが、「好意的な印象」という報告が多い
 - ◆ ダメなものをOKには出来ないが、改善して許可に繋がられる部分がないかなど、相談しながら「一緒にやっていきましょう」という感じで好意的な印象。



▶ 結果

- 宿日直許可申請が受理されました！

■ 現地調査 ①

▶ 調査日時

- 申請受理から10日後くらいに現地調査。

▶ 調査内容

- 全体として1時間30分くらい。
- 主には宿直・日直の時間内の業務内容確認。
- かなり詳細の時間内の状況を聞かれる。

▶ Drの感想

- 時間内の状況を詳細に聞かれ、少しうろたえる場面があった。
- 許可申請の難しさに気づいた。

■ 現地調査 ②

▶ 聞かれたこと（例）

- 実際に宿日直をしている医師なのか
- 宿日直の回数について
- 当直や宿直中の過ごし方（どこにいて、何をしているか）
- 食事時間や一時的な（コンビニ）外出の制限はどうか
- 業務内容（通常勤務時と宿日直時の違い・・・など）
- 患者急変時の対応、患者の他病院への転送時の業務内容
- 患者がお亡くなりになった日の業務
- 看護師とのやり取り時間、ナースステーションの滞在時間
- 許可申請書類に添付されているデータと比べ、実際に勤務している者として感覚的に相違はないか

▶ ポイント

- 担当官は、宿日直許可基準に適合しているかを聞き取り調査している。
- 許可基準に適合しない回答があると、指摘（改善を指示）される。
- 改善がされるまで許可されない。

■まとめ

- ▶労働時間を把握しましょう。
- ▶宿日直時間の業務内容等を把握しましょう。
- ▶時間別、曜日別、科別など、許可が取れる部分を探しましょう。
- ▶不明点等はアドバイザーを利用しましょう。
- ▶身構えずに資料をもって、労基署に相談にいきましょう。
- ▶早めに宿日直許可申請をしましょう。